

「千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成13年3月1日）」の
抜粋

5 職員の配置等

(1) 職員の配置

ア (略)

イ 入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。

11 情報開示

(1) 有料老人ホームの運営に関する情報

各有料老人ホームにおいて、老人福祉法第29条第4項の情報開示の規定を遵守し、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、契約書(特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書を含む。)、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

一時金を受領する施設にあつては、一時金が将来の居住費用、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対照表及び損益計算書又は、それらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。

さらに、有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。